

# アクションリスト、eST-aid、e-STock のよくある質問

2026/3/11 版

## Q1：『アクションリスト』とは何ですか？

A1：

日本薬剤師会が示した、地域における医薬品提供体制を強化するための事業計画です。厚生労働省の予算も活用しながら、地域で医薬品を確実にかつ迅速に提供できる体制づくりを進めることを目的としています。

アクションリストの内容は、大きく次の2つに分かれます。

### 事業 A) 在庫がない薬への対応強化

「この薬が手元にない」という場面で、地域内のどの薬局が採用しているか・取り寄せ可能かを把握しやすくする仕組みを整備します。

これにより、電話での問い合わせ先を探す負担を軽減、処方箋の“たらい回し”を防止。今後、地域で共有できるシステム等を順次導入し、対応力を高めていく計画です。

### 事業 B) 在宅・休日などの緊急時に薬が途切れない体制づくり

1つの薬局だけでは対応が難しい在宅処方や、休日・夜間の麻薬処方などに対し、地域の薬局同士が協力して対応できる体制を構築します。

在宅患者の薬が途切れないよう、地域全体で支える仕組みを目指しています。

詳しくは地域薬剤師会ホームページに掲載されている資料をご覧ください。

## Q2：「eST-aid（エストエイド）」とは何ですか？

A2：

eST-aid（エストエイド）は、薬局の災害時対応と地域医薬品提供体制を支えるために整備された災害時情報共有システムです。

災害時だけでなく、日常業務でも活用できる機能が備わっており、地域薬局の情報を一元的に管理・共有するためのプラットフォームとして運用されます。

主な特徴は次のとおりです。

### ① 災害時の情報共有機能

薬局の安否・開局状況・提供可能なサービスなどを迅速に共有。地域全体での医薬品提供体制を維持するための基盤として活用

### ② 夜間・休日の医薬品提供体制の公開

夜間・休日の対応状況を地域で共有し、必要な薬が確実に届く体制づくりを支援

### ③ e-STock（医薬品情報共有システム）との連携

採用薬の登録により、地域内での医薬品在庫情報を共有

在庫不足時の問い合わせ先を探す負担を軽減し、処方箋のたらい回し防止に寄与

#### ④ 地域薬局リストとしての活用

2025年12月より、従来のPDF・Excel形式の機能情報リストに代わり、eST-aid上で薬局機能情報を管理・公開する運用へと移行中。

#### ⑤ 利用に必要な登録

薬局機能情報を登録するため、各薬局で最低1名の「安否確認要員」の登録が必須  
会員薬局はA会員・B会員、非会員薬局は管理薬剤師を安否確認要員として登録  
その他の従事者登録は任意（薬剤師・薬剤師以外の区分で登録可能）

### Q3：「e-STock（イーストック）」とは何ですか？

A3：

e-STock（イーストック）は、地域の薬局同士で採用薬情報を共有するためのシステムです。在庫不足や欠品が発生した際に、地域内のどの薬局がその医薬品を採用しているかを迅速に把握できるようにすることで、医薬品提供の確実性を高め、処方箋のたらい回しを防ぐことを目的としています。上述の、アクションリスト事業Aへ対応するシステムにもなります。

e-STockは、災害時情報共有システムeST-aidと連携しており、平時・災害時を問わず、地域全体で医薬品提供体制を維持するための基盤として活用されます。

主な特徴は次のとおりです。

#### ① 採用薬情報の共有

各薬局が採用している医薬品を登録し、地域内で共有  
在庫がない薬が発生した際に、問い合わせ先を探す負担を大幅に軽減  
処方箋のたらい回し防止に寄与

#### ② 地域の医薬品提供体制の強化

欠品時の対応を迅速化し、患者への医薬品提供を途切れさせない体制づくりを支援  
特に、在宅医療や緊急時の対応において、地域の薬局同士の連携を強化

#### ③ eST-aidとの連携

eST-aid上で薬局機能情報とあわせて採用薬情報を管理  
夜間・休日の医薬品提供体制の整備にも活用可能  
災害時には、採用薬情報と薬局の開局状況を組み合わせて、地域の医薬品供給を支える

#### ④ 登録が必要な情報

各薬局の採用薬リスト  
必要に応じて更新を行い、地域全体で最新の情報を共有

## eST-aid と e-Stock の違い (比較表)

項目	eST-aid (エストエイド)	e-Stock (イーストック)
主な役割	災害時・平時の薬局情報を共有するための総合プラットフォーム	採用薬情報を共有するためのシステム
目的	災害時の安否・開局状況の把握、夜間・休日対応の公開、地域薬局リスト管理	在庫不足時に、どの薬局が薬を扱っているかを迅速に把握する
平時の利用	薬局機能情報の管理・公開、夜間休日対応リストの掲載	採用薬の登録・更新、地域内の薬局間での情報共有
災害時の利用	安否確認、開局状況の共有、地域の医薬品提供体制の維持	(災害時も利用可能だが) 主に採用薬情報の共有が中心
登録が必要な情報	薬局機能情報・安否確認要員(最低1名) 従事者情報	採用薬情報
関係性	e-Stock と連携し、採用薬情報も eST-aid 上で扱える	eST-aid の一部機能として利用される採用薬共有システム
運用開始	2025 年 12 月より順次運用開始	eST-aid と連携して稼働
関わる算定や事業	地域薬局機能情報リストは、今後このシステムで運用予定	アクションリスト事業 A に対応

### Q4：今回のシステム導入に費用はかかりますか？

A4：会員薬局・非会員薬局で取り扱いが異なります。

### Q5：会員薬局は費用負担がありますか？

A5：ありません。

システム導入費用および今後の維持運用費用は、すべて上尾伊奈地域薬剤師会が負担いたします。今後、変更がある場合には、前もってご連絡をいたします。

### Q6：非会員薬局は費用負担がありますか？

A6：

令和 8 年 3 月 31 日までに機能情報へご登録いただいている薬局様は、初年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の費用負担はありません。

導入費用・維持運用費用ともに、初年度は上尾伊奈地域薬剤師会が全額負担します。

※令和 8 年 3 月 31 日までは従来の機能情報登録のルールで運用させていただきます。

2 年目(令和 9 年 4 月 1 日)以降は「システム利用料」としてご負担をお願いする予定です。

金額は、

初年度の運用状況

他地域の事例

などを参考に検討し、後日ご案内します。

Q7：現在の「薬局リスト掲載費用」「薬局リスト更新費用」はどうなりますか？

A7：

システム導入に伴い、これらの費用項目は廃止します。  
今後は、システム利用料に一部組み入れる形で徴収する予定です。

Q8：システム利用料の詳細はいつ分かりますか？

A8：

初年度の運用状況を踏まえ、2年目開始前までにご案内します。

Q9：現行の Pdf、Excel の地域薬局機能情報リストはいつまでホームページに掲載されますか？

A9：

令和8年6月頃を目途に地域薬剤師会のホームページがリニューアルされる予定です。それ以降は従来の機能情報の更新はございません。eST-aid 経由のみとさせていただきます。

Q10：システムに参加しない場合、ペナルティはありますか？

A10：

令和8年2月1日時点では、事業A不参加に対してのペナルティはありません。  
また、事業A参加が「地域支援体制加算」等の算定要件になるという発表もありません。  
ただし、eST-aid に登録する「薬局情報」が Q9 で触れている地域薬局機能情報リストと今後代替されるため、それまでに eST-aid へ薬局情報の登録をしない場合、「地域支援体制加算」の算定要件を満たさなくなる恐れがあります。

Q11：会員薬局は参加する必要がありますか？

A11：日本薬剤師会が発信する事業であるため、会員薬局は参加が望ましい（必要と考えられる）事業です。

ただし、令和8年2月1日時点では「必須」と明確に定められているわけではありません。

Q12：非会員薬局も参加した方がよいのでしょうか？

A12：

会員・非会員を問わず、できるだけ多くの薬局に参加していただきたい事業です。  
地域全体での情報共有や業務効率化に寄与するため、参加を推奨しています。

Q13： 今後、参加が義務化されたり、加算要件になる可能性はありますか？

A13：

令和8年2月1日時点では公式な発表はありません。

今後の国・日薬の動向により変更の可能性はあり得ますが、現段階では未定です。

Q14： 「eST-aid（エストエイド）」や「e-STock（イーストック）」のセキュリティ上のリスクはありますか？

A14：

レセプト連携や NSIPS 連携を一切行わないシステムです。

そのため、レセコンにアクセスしたり、レセコン内部のデータや設定を読み書きする仕組み自体がありません。

この構造により、

- ・ レセコンに外部プログラムが入り込む
  - ・ レセコンのデータが書き換わる
  - ・ 他の機器やシステムに干渉する
- といったリスクは発生しません。

Q15： 「e-STock（イーストック）」の採用品登録の品目数について。薬局の全品目を登録する必要はあるか？また、加算との関わりは？

A15：

事業Aは「在庫がない薬への対応強化」を目的としており、欠品している医薬品や、登録を希望しない医薬品を除いた“必要な範囲のリスト”を登録いただければ問題ありません。

また、eST-aid に登録される品目やその数は、機能上ユーザー側で自由に加工できる情報であり、「医薬品備蓄品目数」とは無関係です。

そのため、加算に影響するものではありません。

Q16： 「eST-aid（エストエイド）」および「e-STock（イーストック）」等の費用負担（年間）について

A16：

会員・非会員で費用が異なります。

■ 地域薬剤師会 会員薬局様

- ・ システム管理料：無料
- ・ 機能情報掲載料：無料

■ 非会員薬局様

- ① ※令和8年3月31日以前に機能情報を登録されている場合

- ・ 令和 9 年 3 月 31 日まで：システム管理料・機能情報掲載料ともに無料（従来の機能リスト掲載料を既にお支払いいただいていること、またアクションリスト事業 A の補助対象が令和 8 年度末〈2026 年 3 月末〉までであることによる措置です。）
- ・ 期間内の情報更新：eST-aid 操作により無料でご自身で更新可能
- ・ 令和 9 年 4 月以降の費用：現在協議中

② 令和 8 年 4 月以降に新規で機能情報掲載を希望される場合

- ・ 令和 9 年 3 月 31 日まで：システム管理料+機能情報掲載料として 20,000 円。
- ・ 期間内の情報更新：eST-aid 操作により無料でご自身で更新可能
- ・ 令和 9 年 4 月以降の費用：現在協議中

※令和 8 年 3 月 31 日までの機能情報掲載料等の詳細は、  
<https://www.ageoina.jp/listentry>  
をご覧ください。